



—巻頭言—

良質で安全・安心な核医学技術を提供するために —今、何をすべきか—

特定非営利活動法人 日本核医学技術学会 理事長 渡邊 浩

平成22年度より本会の理事長に就任いたしました。本会ならびに核医学の発展のために粉骨碎身して励む所存ですのでよろしくお願ひいたします。

さて、本会は2008年に開催された第28回総会より日本核医学会と学術大会を合同で開催し、また、2009年には特定非営利活動法人格を取得する等、確実に核医学の発展の礎を築いてきました。また、診療放射線技師による放射性薬剤の調製問題では本会を中心に関係学会等によるガイドライン作成に向けた作業が急ピッチで進んでいるところです。これらの活動は福喜多前理事長をはじめとする役員、事務局の皆様のご尽力と会員の皆様の日頃の研鑽の賜物であると考えております。

しかしながら、現代は激動期と言っても過言ではないほど、核医学にとって課題が山積しております。例えば、DPC の普及等に伴う核医学検査の減少傾向は続いており、その一因として核医学の画像あるいはデータの提供方法が医療機関によって異なったり、診療科医等にとって分かりにくいことが挙げられています。一方、厚生労働省は平成22年4月30日付の局長通知において、「画像診断における読影の補助」ならびに「放射線検査等に関する説明・相談」において診療放射線技師を積極的に活用するよう提言を行いました。これらのことと総合的に勘案すれば、核医学検査結果の明瞭化と有用性の周知について本会の取り組みが必要であることは明白です。本会は以前より核医学検査の標準化に取り組んでおり、これらの活動と併せて新たな取り組みが必要になってきます。また、読影の補助については日本核医学学会の先生方の支援も必要と考えております。

最近では、クリアランス制度や本格的な放射化物規制等を盛り込んだ改正放射線障害防止法が平成22年5月に公布され、2年以内に施行することが決定しています。欧米や韓国では核医学由来の放射性廃棄物のクリアランスや減衰待ち保管（DIS）が既に導入されており、先進国の中で放射性廃棄物の合理的な管理を導入していないのは本邦だけであることから一刻も早く医療法に合理的なクリアランス制度を導入しなければなりません。また、サイクロトロンの利用に伴って装置本体やサイクロトロン室の建屋（コンクリート）が放射化する可能性があり、この放射線管理を安全や法基準を担保した上で合理的に行うためには学会標準（ガイドライン）を作成するとともにその周知徹底を行う必要があります。その他、平成19年4月1日施行の改正医療法等に伴う医療機器の保守点検に関する基準の明確化、核医学専門技師制度の確立、スリッパ履き替え問題等、課題は山積しています。

これらの問題の解決あるいは改善は簡単ではありません。また、このような課題は後追いではなくいち早く取り組むことがとても大事です。これらの課題に対して理事会、評議員、事務局員ならびに会員の皆様と一体となって取り組んでいきたいと考えておりますので、今後もご理解とご協力を切にお願いいたします。

(i)